

2020年10月1日

新設分割にかかる事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役会長 兼 社長
代表執行役員 細川 悦男

大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
ホソカワ受託加工株式会社
代表取締役社長 田中 東人

ホソカワミクロン株式会社（以下、「当社」という。）は、2020年7月10日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社が営む受託加工事業に関して有する権利義務を、新たに設立するホソカワ受託加工株式会社（以下、「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。
本件新設分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日
2020年10月1日

2. 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当いたしますので、同法805条の2の規定による請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者異議手続

本件新設分割において、当社は新会社に承継される債務のすべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第810条第2項及び第3項の規定による債権者異議手続は実施しておりません。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2020年10月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社の受託加工事業と当該事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上